

令和4年6月23日

那覇地方法務局

新型コロナウイルス感染症の感染者の発生について

6月22日（水）、当局職員が新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認されましたので、下記のとおりお知らせします。

那覇地方法務局では、来庁される方や勤務をする職員等の安全を最優先に考え、管轄保健所、関係機関と連携を図り、感染拡大防止のために必要な措置を確実に実施し、業務が滞ることがないように全力を尽くしてまいります。

記

1 感染者

感染者は、本局に所属する職員（以下「当該職員」という。）である。

2 感染判明に至った経緯

当該職員は、6月22日（水）に発熱の症状があったことから、PCR検査を受検した結果、同日、陽性であることが判明したものである。

なお、当該職員は、現在、自宅療養中である。

3 感染判明後の対応

- (1) 当局においては、職員全員がマスクを着用し、常時、事務室の換気をするなどの感染予防策を講じていることから、来庁者への感染のおそれはないと考えられるため、平常どおり業務を行っている。今後は、保健所と相談の上、その指示に従って適切に対応してまいりたい。
- (2) 当局では、職員による事務室内の消毒を定期的実施しているが、今般の感染者の発生を受けて改めて消毒を実施済みである。
- (3) 今後も引き続き、職員全員が、マスクの着用、手洗いによる手指の消毒及び密閉・密集・密接の回避等の行動を遵守し、感染防止に努めてまいりたい。